

集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の次期臨時国会での実現を求めるアピール

2013年6月19日

「集团的消費者被害回復訴訟制度」早期創設運動
賛同54団体（次ページに掲載）

1. 「消費者の財産的被害の集团的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」（以下、「法律案」といいます。）は、本年6月4日、衆議院での審議が開始されたものの、通常国会は6月26日に会期末を迎えるため、衆議院で継続審議となる見込みです。

2. 法律案は、情報力や交渉力の格差などのために、被害にあった消費者はこれまで十分に被害回復を図ることが困難であった状況の中、消費者被害のうち共通の原因で多数発生するものについて、実効的な被害回復の可能性を広げるものであり、私たちは長年にわたり強くその実現を求めてきたものです。国会でも2006年以降、このような制度の検討を求める附帯決議が採択されています。2009年の消費者庁等設置法の附則でも3年を目途に必要な措置を講じることが定められています。そして、2008年～2009年内閣府国民生活局、2009年～2010年消費者庁、2010年～2011年消費者委員会と検討の場が設けられ、さらに2年間の間政府内で丁寧に検討がすすめられてきた制度です。

このような検討の結果、実施主体は政府から認定を受ける特定適格消費者団体に限定され、対象となる事案も取引の相手方に生じる被害であって、限定された共通原因にもとづいて相当多数の消費者に被害を発生させた場合に限ることになりました。また、請求金額が大きくなる拡大損害や慰謝料は請求の対象から外されるなど、濫訴の抑制、予測可能性の確保など事業者側にも十分配慮した堅実な制度設計になっています。

集团的消費者被害回復のための新たな訴訟制度の早期創設を願い、本法律案を遅くとも次期臨時国会で成立させていただきよう、政府および国会に対して強く求めます。

3. なお、法律案では、施行前に締結された消費者契約に関する請求には原則として適用されません。この点については、当初の制度案からの後退は否めませんが、この法律案により救済されない消費者被害については、国民生活センター紛争解決委員会等のADR（裁判外紛争処手続き）などによる対応も含め、継続審議において十分な手当てについて検討くださいますよう、あわせて要望いたします。

【お問い合わせ先】



〒102-0085 東京都千代田区 六番町15 プラザエフ6F
TEL.03-5216-6024 FAX.03-5216-6036
URL : <http://www.shodanren.gr.jp>

◆ 賛同 54 団体

適格消費者団体 認定 NPO 消費者支援ネット北海道
岩手県消費者団体連絡協議会
新しい消費者行政を創る宮城ネットワーク
消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎ
宮城県生活協同組合連合会
福島県消費者ネットワーク
とちぎ消費者ネットワーク
埼玉県消費者団体連絡会
NPO 法人 埼玉消費者被害をなくす会
埼玉県生活協同組合連合会
消費者団体千葉県連絡会
東京消費者団体連絡センター
消費者会議かながわ
神奈川県消費者団体連絡会
消費者問題ネットワークしずおか
山梨県消費者団体連絡協議会
長野県消費者団体連絡協議会
消費者問題ネットワークながの
消費生活ネットワーク新潟
愛知県消費者団体連絡会
特定非営利活動法人 あいち消費者被害防止ネットワーク
三重県生活協同組合連合会
なら消費者ねっと
消費者ネットワークわかやま
内閣総理大臣認定 適格消費者団体 特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
全大阪消費者団体連絡会
一般財団法人 比嘉正子記念会館
関西生活者連合会
和歌山県生活協同組合連合会
特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット
岡山県消費者団体連絡協議会
特定非営利活動法人 消費者ネット広島
特定非営利活動法人 消費者支援機構福岡
特定非営利活動法人 大分県消費者問題ネットワーク
鹿児島県生活協同組合連合会
消費者ネットワーク沖縄
特定非営利活動法人 NCOS
特定非営利活動法人 消費者機構日本
全国消費者協会連合会
公益社団法人 全国消費生活相談員協会
全国青年司法書士協議会
全国地域婦人団体連絡協議会
主婦連合会
全国消費者行政ウォッチネット
日本弁護士連合会
日本司法書士会連合会
財団法人日本消費者協会
特定非営利活動法人 日本消費者連盟
公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
日本消費生活専門相談員協議会
日本生活協同組合連合会
労働者福祉中央協議会
全国消費者団体連絡会【問い合わせ先】